

きそほうじん

発行所：(一社)木曾法人会 ☎ 0264 (22) 4243 編集：広報委員会
印刷：木曾オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166

平成 31 年 2 月 発行

No. **89**
2019 / FEB.

- 目次**
- 2 会長あいさつ
 - 3 木曾税務署長 新年のごあいさつ
 - 4 青年部コーナー
 - 5 女性部コーナー・経営講演会
 - 6～7 税金 Q & A コーナー
 - 8～9 福利厚生制度・事務局日誌
 - 10 税務情報
 - 11 税制改正に関する提言
 - 12 会員企業のご紹介

★
★
★
木曾郡租税教育推進協議会長賞
優秀賞
木祖村立木祖小学校
6年 内山 紗那さん



★
★
★
木曾税務署長賞
木曾町立開田小学校
6年 小林 柊乃さん



★
★
★
長野県中信県税事務所木曾事務所長賞
上松町立上松小学校
6年 三沢 彩乃さん

★
★
★
一般社団法人木曾法人会長賞
大桑村立大桑小学校
6年 塚本 夢彩さん



— 小学生の税に関するポスター —

木曾郡租税教育推進協議会（法人会・会員）では、税に関するポスターを募集しています。今年度の入賞作品をご紹介します。



新年にあたってご挨拶

木曾法人会長 大沢 謙一



平成31年の新しい年を迎えるにあたって、会員の皆さま、並びに税務署をはじめとする関係各位の皆さまの益々のご繁栄を祈念するものであります。

さて、改元の年となりました。平成に別れを告げる年です。寂しく思うのは私だけではないことと思います。思えば、年号にはそれぞれの名前に相応しい時代性がある様に思います。昭和はまさに激動の時代でした。そして平和の尊さを私達の心に刻んだ御代でした。平成はその名の通り日本国は争いなく、平和に過ぎつつあります。

来たる次の御代も、その様にあってほしいと祈念いたします。この正月、やはり一年の計をはかり、おおよその計画を立てました。この効果は抜群なので是非皆様お試してください。今年のもう一つ、消費増税という大きな出来事が予定されています。外国に行くとVAT（付加価値税）がそれに当たります。北欧、欧州のそれに比べると10%はそれほど大きな数字ではありませんが、それでも財布の紐をギュッと閉めてしまいそうな、そんな気持ちになってしまいそうです。

今年もある新年会で、国際エコノミストの今井徹先生の講演を聴く機会を得ました。先生曰

く、株価はバレンタインデーとホワイトデーに下げがくるが、その後は上がり秋口にドカンと下がる。それ以降はあまりパツとしない展開になるだろう、とのことでした。背景には米中貿易戦争があるとのこと。従って、2019年の景気は、年度後半あまりよろしくないとのこと。詳しくは、フォレスト出版刊「米中新冷戦時代 漁夫の利を得る日本株」をお読みください。いずれにせよ、今回の消費増税は、商店に限らず商取引の中で軽減税率あり、期間限定のポイント還元ありなど、これまでの消費増税とは比べ物にならないほどの煩雑な処理を要するもので、現場の混乱は必至と思われれます。経営にとって税の変更手続きは大きな課題です。その課題をクリアするために、税制の変更にアンテナを張り準備をしておく必要があると思います。その際、大いに法人会をご活用ください。必要な情報の提供はもとより、適宜講習会などを開催して参りたいと思いますのでよろしく願います。昨年末から正月にかけて、「下町ロケット」が放映されました。勧善懲悪的で胸のすく思いのドラマに釘付けでした。私達の会社経営、商店経営にも内部環境と外部環境の変化それぞれがあります。下町ロケットの佃製作所の様に、私達も自らの強み、弱みを知り環境変化に柔軟に適応していくことが求められています。その上で、正々堂々成果を掴み取りましょう。問題のない会社はどこにもありません。むしろ解決する問題があることは、その会社、商店の伸びしろであります。真に問題なのは、起きている問題に対応していく胆力がないことであると。新年が会員の皆様にとって真に好き年となります様心からご祈念申し上げます。今年も木曾法人会をよろしく願います。



2月4日 理事会であいさつする大沢会長

新年のごあいさつ

木曾税務署長 大久保 貴之



新年明けましておめでとうございます。

平成31年の年頭に当たり、謹んでお祝いを申し上げます。

一般社団法人木曾法人会の会員の皆様方には、健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、大沢会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、決算説明会、講演会、各種研修会の開催や租税教育事業などの税の啓発活動、地域に密着した社会貢献活動など、事業活動を幅広く展開され、納税道義の高揚に大きく貢献されるとともに、地域社会の健全な発達にも寄与されておりますことに、心より敬意を表する次第でございます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、社会経済のグローバル化、ICT・AIの著しい進展などにより急速に変化してきております。そのような中、私ども税務行政に携わるものとしましては、「信頼される税務行政の確立」と「適正公平な課税・徴収の実現」に向けて更に努力してまいり所存です。そのためには、私どもの力のみでは自ずと限りがあり、皆様方のお力添えが不可欠であると考えております。

特に、消費税につきましては、本年10月に税率が10%に引き上げられるとともに、軽減税率制度が実施されることとなっております。軽減税率制度については、小売店や飲食店などの食品の販売業者以外にも、会議費や交際費として軽減税率適用品目を購入した場合には、仕入れ経費の対応が必要となってくるなど、大部分の事業者が関係してくることとなります。私どもといたしましては、納税者の皆様が軽減税率制度を含む改正の内容を十分に理解し適切

に対応していただけるよう、これまで以上に周知・広報、相談に着実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

年も明けて、平成30年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。国税庁では、引き続き、e-TaxなどICTを利用した自宅等からの申告の一層の推進、マイナンバー制度への的確な対応に取り組んでおります。特に、本年1月からはe-Taxの更なる利便性を図るため、マイナンバーカードなどをお持ちではない方でもご利用可能なID・パスワード方式やスマートフォンでの申告ができるようになりました。会員の皆様には、是非、ICTを利用した申告にご協力をお願いいたしますとともに、社員の皆様にも積極的にご利用していただけるよう、社内広報等へのご協力を併せてお願い申し上げます。

また、納税につきましても、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できるダイレクト納付をご利用いただくなど、e-Taxの更なる利用につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当りまして、一般社団法人木曾法人会の益々のご発展と、新しい年が会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄の年となりますように、心からご祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。



2月4日 理事会での大久保税務署長

5年生に 税の解説付き“下敷”を寄贈

— 青年部租税教育活動・社会貢献事業 —

青年部は毎年、郡内小学校5年生の児童の皆さんに、租税教育用下敷を寄贈しています。11月11日からの「税を考える週間」に合わせ、役員が手分けをして各小学校へお届けしました。今年のテーマは平成が最後ということで『元号についてもっと知ろう!』、元号の始まりやいつ元号は変わるのか、これまでの元号一覧などを掲載しています。各種の税金など歳入の

状況や、税金の使われ方などを解りやすく記載した豆知識も載っています。これから「税に関する絵はがきコンクール」の作成などで参考になる分かりやすい内容です。



「第32回 法人会全国青年の集い 岐阜大会」に参加して

木曾法人会 青年部部长 青木 孝尚

昨年の11月8日、9日の両日、岐阜県岐阜市において、「第32回法人会全国青年の集い岐阜大会」が開催され、当青年部を代表して参加させていただきました。

8日は、全国から選ばれた10単位会の租税教育活動プレゼンテーションの中から、私を含めた全国の部長が審査員となり、審査をさせていただきました。どこの単位会も熱の入ったプレゼンテーションをされ、優劣付け難く、興味深く聴かせていただきました。

来年の第33回大分大会において、長野県連から松本法人会がプレゼンテーションを行うこととなっております。様々なところでお手伝いが必要になるかと思しますので、その際にはご協力をお願いしたいと思います。

その後、部会長ウェルカムパーティーへと案内され、全国の部長達と懇親を深め、翌日に備えるべく会場を後にしました。

9日の部会長サミットでは、「財政健全化のための健康経営の取組みについて」というテーマで活発に意見が交わされました。

部会長サミット後、原副部長、奥田副部長と共に大会式典に参加し、様々な表彰や、租税教育プレゼンテーションで最優秀賞に輝きました、石川県連金沢法人会の発表を聴き、次回開催の大分県連へと大会旗が伝達されました。

その後は恒例の大懇親会が催され、岐阜の味覚を堪能させていただき、全国の青年部の方々との交流も図れ、有意義な時間を過ごさせていただいたことに感謝申し上げます。



木曾法人会青木青年部長と伊那法人会青年部長



法人会全国青年の集い「岐阜大会」会場にて

税に関する 『絵はがきコンクール』

— 女性部事業として2年目に突入 —

平成29年度の女性部事業としてスタートした「税に関する絵はがきコンクール」が2年目となり、昨年同様、木曽郡学校長会や教育委員会への協力依頼を経て、昨年11月に管内9小学校の6年生児童の皆さんに募集を呼びかけました。

作品が集まったところで関係者によって選考会を行い、最優秀作品については、長野県連を

通じて、全法連の審査会の対象作品として出展します。この事業は、租税教育事業・地域社会貢献事業として、毎年継続してまいります。



募集依頼をする南木曾支部（南木曾小学校）

女性部研修会・ レクリエーション開催

11月14日、31名の大勢の参加者により研修会事業を実施しました。

幹事の南木曾支部の皆さんに企画運営を担当していただき、南木曾町にある関西電力読書発電所を訪れました。最初に総務課 林係長さんと総務係の田中さんから発電所のしくみなどの説明を受けてから、発電所内の見学をしました。

外観しか見たことがなかったので、大きな機械等に圧倒されました。

発電所の見学後は、妻籠宿 山家料理「音

吉」さんへ。来賓の皆さんのごあいさつの後、美味しい料理の昼食会となりました。

南木曾支部女性部役員の方より、心のこもったプレゼントを用意していただきました。

さて、昼食後は妻籠宿にある歴史資料館の2階で、(公)妻籠を愛する会 理事長の藤原さんより、妻籠宿の建物、集落の町並み保存について、海外からの観光客の倍増についてなどのお話をしていただきました。最後に自由参加でしたが、南木曾支部女性部の方々の説明を受けながら妻籠宿を散策し、とても有意義な研修と親睦交流ができました。

南木曾支部女性部の皆さんありがとうございました。

経営講演会開催

11月28日、木曽町文化交流センターにおいて、本年度の経営講演会を開催しました。

『美と健康と私の経営 ～歩く100億円 前向き人生一直線～』と題して、株式会社よし川代表 吉川幸枝氏による講演でした。



株式会社よし川 代表 吉川幸枝氏
(11月28日 木曽町文化交流センター)

吉川さんの幼少期のご苦労から会社の設立に至るまでのお話、思いもよらない出会い、金融機関とのつながり、食事に来ていた人との関わりなど、経営者としての強いリーダーシップが印象に残るお話でした。これからの企業経営や企業の在り方など大変参考になりました。また愛称が“歩く100億円”ということで、ステージから聴講者の方々の所に来てくださり、身に付けていた大きな宝石を目の前で見せていただきました。最後は写真撮影会となり、皆さんの目の保養となったことでしょう。



税金Q&Aコーナー

今回の「税金Q&Aコーナー」第29弾は、平成31年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置の概要について説明します。

*平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

Q1 消費税率について、平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等のうち、一定のものについては、改正前の税率（8%）が適用される経過措置があると聞きましたが、その経過措置の概要について教えてください。

A 平成31年（2019年）10月1日以後の取引については、原則として消費税の新税率（10%）が適用されることとなりますが、こうした原則を厳格に適用することが明らかに困難と認められる取引については、経過措置が設けられており、旧税率（8%）を適用することとされています。

主な経過措置は、次ページの表に掲げるものであり、これらについては10%への税率引上げ後においても改正前の税率（8%）が適用されます。

○経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の「消費税率等の引上げについて（平成31年（2019年）10月1日～）」の項目に掲載している

- ・「平成31年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置について（平成30年10月）」
- ・「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【基本的な考え方編】（平成30年10月）」
- ・「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【具体的事例編】（平成30年10月）」をご覧ください。

内 容	適用関係	
①旅客運賃等 31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの	26年施行日 (H26.4.1)	31年施行日 (H31.10.1)
	対価受領	入場等
②電気料金等 継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの		H31.10.31 権利確定
	継続供給	権利確定
③請負工事等 26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	26年指定日 (H25.10.1)	31年指定日 (H31.4.1)
	契約	譲渡等
④資産の貸付け 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け	契約	貸付け
⑤指定役務の提供 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供*に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ※「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。	契約	指定役務
⑥予約販売に係る書籍等 31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（ 軽減対象資産の譲渡等を除きます。 ）	契約	対価受領
		定期供給
⑦特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（ 軽減対象資産の譲渡等を除きます。 ）		指定発売日
		譲渡
⑧通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（ 軽減対象資産の譲渡等を除きます。 ）	31年指定日 (H31.4.1)	
	条件提示	申込
		譲渡
⑨有料老人ホーム 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	26年指定日 (H25.10.1)	
	契約	介護サービス
⑩特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等 家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの		対価受領
		再商品化等

※上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
 創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
 「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
 いまも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829



法人会のビジネスガード *Series*
Business Guard

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

**法人会の
ハイパーメディカル**
会社で入る医療補償



業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

地震災害の
リスクをガード

**法人会の
ハイパー任意労災**
政府労災の上乗せ補償



業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

松本支店

〒390-0814
長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

**サービス
開始**

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ



本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が提供します。

ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします！

**法人会会員企業にお勤めの
役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで
無料で利用いただけます。**

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。



お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちらから



Medical Note

11月

- 5日 県連税制委員会 (千曲市)
- 7日 ブロック別税務研修会
(木曾町文化交流センター・南木曾商工会館)
- 9日 全国青年の集い「岐阜大会」
- 14日 女性部研修会及び
親睦レクリエーション (関西電力)
- 15日 納税表彰式
(木曾町文化交流センター)
- 28日 経営講演会
(木曾町文化交流センター)

事務局日誌

12月

- 6日 総務・広報合同委員会
(木曾建設会館)
- 14日 県連事務局長会議 (松本市)

1月

- 26日 木曾路統一イベント
「氷雪の灯祭り」
(大桑村支部協賛)



女性部研修会及び
親睦レクリエーション
(11月14日 関西電力)



納税表彰式
(11月15日 木曾町文化交流センター)



木曾路統一イベント「氷雪の灯祭り」
(1月26日 大桑村支部協賛)

インターネットで 確定申告ができます！

STEP

1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス



- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！
(裏面をご覧ください)



STEP

2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 申告書を提出 申告書の提出はe-Tax（データ送信）または郵送等で！

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方

マイナンバーカードを使って送信 (マイナンバーカード方式)

用意するものは、次の2つ

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ



IDとパスワードで送信 (ID・パスワード方式) (注)

IDとパスワードは…

平成30年1月以降に税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるものです。



発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。



行動する法人会



—平成31年度税制改正に関する提言—

全法連では、平成31年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自 民 党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業）
11月7日

財政・金融・証券関係団体委員長 津島 淳氏 他



公 明 党

税制改正要望等ヒアリング
11月14日

財政金融部会長 竹内 譲氏 他



国 民 民 主 党

第二部会（財金・総務・決算）税制改正団体ヒアリング
10月30日

財金・総務・決算部会長 小林 正夫氏 他



立 憲 民 主 党

財務金融部会・税制調査会 税制改正要望に関するヒアリング
11月22日

財務金融部会長 川内 博史氏 他



財 務 省

10月25日

財務副大臣 鈴木 馨祐氏



左から 鈴木副大臣、柳田税制委員長、松崎専務理事

国 税 庁

表敬訪問 12月6日

長 官 藤井 健志氏
次 長 並木 稔氏
課税部長 重藤 哲郎氏



左奥から重藤課税部長、藤井国税庁長官、並木次長
右奥から小林会長、柳田税制委員長、松崎専務理事

中 小 企 業 庁

10月22日

長 官 安藤 久佳氏
事業環境部長 木村 聡氏



右奥から 安藤中小企業庁長官、木村事業環境部長
左奥から 柳田税制委員長、松崎専務理事、長谷川税制副委員長

総 務 省

11月1日

自治税務局長 内藤 尚志氏



右から 柳田税制委員長、内藤自治税務局長、松崎専務理事

一般社団法人 木曾人

〒 399-5607
長野県木曾郡上松町大字小川寝覚 2409
TEL 0264-24-0116
FAX 0264-24-0117
Mail info@kiso-jin.com
http://www.kiso-jin.com

SNS 「facebook 木曾人」で情報発信中！

我が社は今生きている木曾を共に見つめ顔の見える情報をデザインし、木曾人をつなぎ、世界へ発信することにより木曾を一つにまとめ、暮らす人々がより幸せを感じるふるさととして

代表 小林 夏樹

上松町支部

活性化し続けることを理念に活動しています。主に現在フリーペーパーKisojinの発行をしております。読者はじめスポンサー様からもご好評頂き、これまでに17号発刊しました。またイベントプロデュースやカルチャー&コミュニティ（憩いの場・情操教育・喫茶・軽食）の運営をはじめ様々な企画に携わっております。

『木曾は元気！ さらに元気!! もっと元気!!!』を合い言葉に頑張ってますので応援お願い致します。



会 員 企 業 の ご 紹 介

大桑村支部 株式会社 寺嶋建築

代表取締役 寺嶋 英治

〒 399-5504
長野県木曾郡大桑村大字野尻 2646
TEL 0264-55-3747
FAX 0264-55-4871
Mail terashima814@hb.tp1.jp

平成12年より創業し、平成28年法人化となり現在に至ります。

この木曾地域で開業することの難しさを身をもって経験してきました。建築大工として、同じ仕事をするのに誰が作っても同じではなく、当社独自のカラーを持って仕事をしております。物づくりの楽しさを存分に生かし、お客様

に喜んでいただける仕事を常に追求し、これからも精進していきたいと思えます。

社会問題でもある少子高齢化の波は食い止めることは大変難しいです。仕事の確保、人材育成等あらゆる課題は多いですが、これからの時代は競争社会ではなく共存社会と考えます。横のつながりを密にとり、異種企業間でもお互いに手を取合い厳しい景気の中でも共に生き抜きたいと思えます。

今後も微力ながら地域に貢献できる企業として努力して参ります。

